2238	180050xx99xxxx	その他の悪性腫瘍	なし		6	15	38	2,898	2,269	1,928
2239	180050xx97xxxx	その他の悪性腫瘍	あり		7	19	51	2,768	2,197	1,868
2240	180060xx99xxxx	その他の新生物	なし		2	6	17	3,118	2,507	2,131
2241	180060xx97xxxx	その他の新生物	あり		3	6	15	2,684	1,984	1,686

（注）この表における用語については、次に定めるところによる。
（一）「入院期間Ⅰ」とは、診断群分類区分ごとに入院日（日）のⅠの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。
（二）「入院期間Ⅱ」とは、診断群分類区分ごとに入院日（日）のⅠの欄に掲げる日数を超え入院日（日）のⅡの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。
（三）「入院期間Ⅲ」とは、診断群分類区分ごとに入院日（日）のⅡの欄に掲げる日数を超え入院日（日）のⅢの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

18　4に規定する病院、5に規定する病院及び6に規定する病院の医療機関別係数は、病院ごとに別に厚生労働大臣が定める基礎係数、暫定調整係数及び機能評価係数Ⅱと、別に厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰとを合算して得た係数とする。

○厚生労働省告示第百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月十九日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、画像診断、処置又は手術を受ける患者とする。

一　Ｄ２０６　心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（注８に規定する心腔内超音波検査を実施する場合に限る。）

二　Ｅ００３　３　動脈造影カテーテル法（イの注又はロの注に規定する血流予備能測定検査を実施する場合に限る。）

三　Ｅ１０１－２　ポジトロン断層撮影　３　^{13}Ｎ標識アンモニア剤を用いた場合（一連の検査につき）

四　Ｊ０３９　血漿交換療法（１日につき）（川崎病の患者に係るものに限る。）

五　Ｋ０４７－３　超音波骨折治療法（一連につき）（四肢の骨折（開放骨折及び粉砕骨折を除く。）に係るものであって、観血的手術が行われた後に実施するものに限る。）

六　Ｋ０５６－２　難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）

七　Ｋ０５９－２　関節鏡下自家骨軟骨移植術

八　Ｋ０９６－２　体外衝撃波疼痛治療術（一連につき）

九　Ｋ１３６－２　腫瘍脊椎骨全摘術

十　Ｋ５１０－３　気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術

十一　Ｋ５４８　経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）　２　エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの

十二　Ｋ６６４－２　経皮経食道胃管挿入術（ＰＴＥＧ）

十三　Ｋ６８２－４　超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）

十四　Ｋ７０２－２　腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術

十五　Ｋ７２１－４　早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

十六　Ｋ７２９－２　多発性小腸閉鎖症手術

十七　Ｋ７３５－４　下部消化管ステント留置術

十八　Ｋ７４２－２　腹腔鏡下直腸脱手術

十九　Ｋ８０３－２　腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

二十　Ｋ８０９－３　腹腔鏡下膀胱内手術

二十一　Ｋ８２３－５　人工尿道括約筋植込・置換術

二十二　Ｋ８４３－３　腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術（尿管腫瘍、膀胱腫瘍、後腹膜腫瘍、後腹膜リンパ節腫瘍（精巣がんから転移したものに限る。）又は骨盤リンパ節腫瘍（泌尿器がんから転移したものに限る。）に係るものに限る。）

二十三　Ｋ８６３－３　子宮鏡下子宮内膜焼灼術

二十四　Ｋ９１０－２　内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

二十五　Ｋ９３９－４　内視鏡手術用支援機器加算

○厚生労働省告示第百四十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十九日　厚生労働大臣　小宮山洋子